「地域計画」策定後の農業振興地域農用地の除外・農地転用申請手続きの流れ

概ね８か月

【農業経営基盤強化促進法】

地域計画変更(除外)申出
（申請者→市農業振興課）
受付期間：毎月１５日まで※

↓

地域計画変更内容協議
（市農業振興課）

↓

変更内容取りまとめ・公表（市農業振興課）

↓

地域計画の変更案作成
（市農業振興課）

↓

関係者への意見聴取
（市農業委員会・土地改良区・ＪＡ・農業支援センター）

↓

地域計画の変更（案）の公告
（基盤法第１９条第７項の規定による公告）
・公告縦覧14日

↓

地域計画（変更）の公告
（基盤法第１９条第８項の規定による公告）

↓

手続き完了通知
（市農業振興課→申請者）

※末日が閉庁日の場合は直前の開庁日

関係者への意見聴取以降

【農振法】

農振除外要望書
（申請者→市農業振興課）
受付時期：6月、１０月、２月の１日から末日まで※

↓

事前調査
（市農業振興課）

↓

検討会議
（市関係課）

↓

法定団体へ意見聴取
（市農業委員会・土地改良区・ＪＡ・（森林組合））

↓

事前協議
（市農業振興課→山形県）

↓

農振計画変更（案）の公告
（農振法第11条の規定による公告）
・公告縦覧30日
・意義申立15日

↓

本協議
（市農業振興課→山形県）

↓

農振計画変更の決定公告
（農振法第12条の規定による公告）

↓

手続き完了通知
（市農業振興課→申請者）

これ以降

【農地法】

◇農地転用申請に係る事業の施行に関して、他法律の許認可を必要とする場合は、農地転用申請の前、或いは同時に他法令の申請をすることが必要です。
他法律とは…
・開発行為
・宅地造成規制法
・建築確認
・墓地埋葬法　等

※事業計画によっては、決定公告日以降でないと申請できない場合もありますので、あらかじめ農業委員会事務局へご相談ください。

農地転用許可申請
（申請者→市農業委員会）
受付締切、毎月25日
閉庁日の場合は直前の開庁日

↓

毎月中旬に開催される定例総会で審議・決定（3,000㎡以上の農地案件は、山形県農業会議へ諮問）

↓

農地転用許可決定・許可書交付
（市農業委員会→申請者）

これ以降

事業（工事）着手

↓

工事完了報告
（申請者→市農業委員会）

農振計画変更の完了通知を受理後、事業着手は、農地転用の許可がおりてから行って下さい。
（農地転用の許可がないまま事業着手してしまうと、法律違反となります。）